

(様式第 2 号)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	商工労働政策課
委託業務名	大津市原油価格・物価高騰等対策給付金支給事務支援業務
委託業務場所	大津市内
概要	大津市原油価格・物価高騰等対策給付金支給事務に係る業務を委託する。 (1) 申請に関する相談・問い合わせ対応業務 (2) 申請書受付・点検業務 (3) 申請者データおよび振込データ入力業務 など
契約期間	令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 2 月 2 8 日まで
契約年月日	令和 4 年 7 月 1 日
契約金額	6, 1 9 3, 0 0 0 円
契約の相手方	[所在地] 滋賀県大津市打出浜 2 番 1 号 コラボしが 2 1 9 階 [名 称] 大津商工会議所
契約相手方の選定理由	本業務は市内全域の事業者にきめ細かく対応する必要があるとともに、会計処理に関し優れた知見を有し、中小企業者等の相談・指導に対する豊富なノウハウを有するため、最も効果的かつ合理的に行うことができる業者を選定した。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項  (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

(様式第 2 号)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	商工労働政策課
委託業務名	大津市原油価格・物価高騰等対策給付金支給事務支援業務
委託業務場所	大津市内
概要	大津市原油価格・物価高騰等対策給付金支給事務に係る業務を委託する。 (1) 申請に関する相談・問い合わせ対応業務 (2) 申請書受付・点検業務 (3) 申請者データおよび振込データ入力業務 など
契約期間	令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 2 月 2 8 日まで
契約年月日	令和 4 年 7 月 1 日
契約金額	3, 7 3 7, 8 0 0 円
契約の相手方	[所在地] 滋賀県大津市本堅田三丁目 7 番 1 4 号 [名 称] 大津北商工会
契約相手方の選定理由	本業務は市内全域の事業者にきめ細かく対応する必要があるとともに、会計処理に関し優れた知見を有し、中小企業者等の相談・指導に対する豊富なノウハウを有する必要があるため、最も効果的かつ合理的に行うことができる業者を選定した。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項  (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

(様式第 2 号)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	商工労働政策課
委託業務名	大津市原油価格・物価高騰等対策給付金支給事務支援業務
委託業務場所	大津市内
概要	大津市原油価格・物価高騰等対策給付金支給事務に係る業務を委託する。 (1) 申請に関する相談・問い合わせ対応業務 (2) 申請書受付・点検業務 (3) 申請者データおよび振込データ入力業務 など
契約期間	令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 2 月 2 8 日まで
契約年月日	令和 4 年 7 月 1 日
契約金額	3, 7 4 6, 1 6 0 円
契約の相手方	[所在地] 滋賀県大津市大江四丁目 1 8 番 1 0 号 [名 称] 瀬田商工会
契約相手方の選定理由	本業務は市内全域の事業者にきめ細かく対応する必要があるとともに、会計処理に関し優れた知見を有し、中小企業者等の相談・指導に対する豊富なノウハウを有する必要があるため、最も効果的かつ合理的に行うことができる業者を選定した。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項  (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。